

1973年合同委合意「環境に関する協力について」(仮訳)

環境問題に対する意識が高まりつつあることを踏まえ、また、日本国政府と米国政府の共同責任を認識し、地位協定により提供された施設・区域を米軍が使用する際に生じうる汚染について適切な注意を払い、相互に満足しうる解決を見出すことは、両政府にとっての利益となる。米軍としては、汚染のない社会の構成員となる意思がある。この関連で、原則として、汚染の問題が下記の手続きに従い、地元のイニシアティブを通じて解決されることとする。

(a) 市町村及び県に係る手続き

- (1) 米軍施設・区域に源を発する水、油、化学物質乃至その他の物質により汚染が発生し、よって地域社会の福祉に影響を与えていると信ずる合理的理由のある場合、県又は市町村若しくはその双方は、地元の防衛施設局との協力の下、米軍現地司令官に対して調査を要請することができる。調査の結果は、可能な限り速やかに県又は市町村若しくはその双方に通知されることとする。
- (2) 県又は市町村若しくはその双方が、地元の防衛施設局との協力の下、問題となった場所を直接視察し、または、水又は土壌若しくはその双方、あるいは煤煙、煙、常設施設・設備の燃料のサンプルを当該場所より入手することが必要と考える場合には、米軍現地司令官がコンタクト・ポイントとなり、当該司令官はそのような視察やサンプル入手を許可することができる。

(b) 日本政府に係る手続き

日本国政府が、問題となった汚染場所を直接視察し、または、水又は土壌若しくはその双方、あるいは煤煙、煙、常設施設・設備の燃料のサンプルを当該場所から入手することが必要と考える場合には、そのような視察及びサンプル入手の実行の方法及び手続きについては、日米合同委員会の経路を通じて両政府の適切な当局で取り扱われる。県または市町村若しくはその双方は、合同委員会の同意があれば、このような視察に参加することができる。

- (c) 県、市町村乃至日本国政府が、上記(a)(2)及び(b)に定められた直接の視察を行うことを要望する場合には、適切な米国当局と会合し、視察を実行し結果を決定するに際して適用可能で、かつ、利用される環境基準について見直しを行うこととする。

- (d) 在日米軍は、上記(a)(1)に述べられた調査との関連で、または上記(a)(2)乃至(b)に述べられた視察との関連で在日米軍が必要と考えるすべての措置をとり、日本国政府に対してとられた措置について通報する。

(了)